

築上町新型コロナウイルス感染症対策高齢者特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高齢者に対し、日常生活の支援を目的として、築上町新型コロナウイルス感染症対策高齢者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定める。

(受給資格)

第2条 給付金は、令和3年2月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者（以下「受給資格者」という。）に支給する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に登録され、又は登録の日から引き続き2年以上を経過している者
 - (2) 基準日の属する年度において、年齢満80歳以上である者
- 2 受給資格者は、基準日において本町の住民基本台帳により調査し、町長がこれを決定する。

(給付金の支給等)

第3条 町は、受給資格者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により受給資格者に対して支給する給付金の金額は、支給対象者1人につき10千円とする。

(支給の申込等)

第4条 町は、受給資格者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 受給資格者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 町長は、町長が指定する日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、受給資格者に対し、給付金を支給する。

(支給の方式)

第5条 受給資格者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、築上町敬老祝金の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

- (1) 築上町敬老祝金口座振込方式 令和3年2月1日時点において町が把握する築上町敬老祝金振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(受給資格の喪失)

第6条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 受給資格者が受領すべきであった給付金を受領しないまま死亡したとき。

- (2) 給付金の受領を辞退したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。
- 2 前項第1号に規定する未支給給付金は、遺族にこれを支給することができる。
- (遺族)

第7条 前条第2項に規定する遺族の範囲及び順位は次のとおりとする。ただし、同順位の者が2人以上ある場合は、受給資格者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた者を先とする。

- (1) 配偶者 ただし、当該受給資格者に配偶者がいない場合は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつて、当該受給資格者の死亡当時、その者と生計を同じくしていた者を配偶者とみなす。
- (2) 子
- (3) 孫

2 前項においてなお給付金を受け取るべき同順位の者が2人以上あるときは、当該受給資格者の葬祭を行った者に支給するものとし、請求にあつては、葬祭を行った者であることが明らかな書類を提出しなければならない。

(権利の消滅)

第8条 第2条の規定により決定された受給資格者が、支給日以後、令和3年5月31日までに給付金を受領しないときは、給付金を受領する権利は消滅するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 町長は、給付金の支給を受けた後に受給資格者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年2月18日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年6月1日限り、その効力を失う。